幼稚園、小・中・高等学校等における

「個別の教育支援計画」

の作成と活用に向けて

愛媛県総合教育センター

特別支援教育についての最近の動向

学習指導要領の改訂

幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領(平成20年3月告示)、高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)において、障害のある幼児児童生徒の指導の在り方が示されました。

これにより、各学校等では、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の指導や支援において、特別支援学校の助言や援助を活用すること、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を活用しながら、組織的、計画的に取り組むことが求められることとなりました。

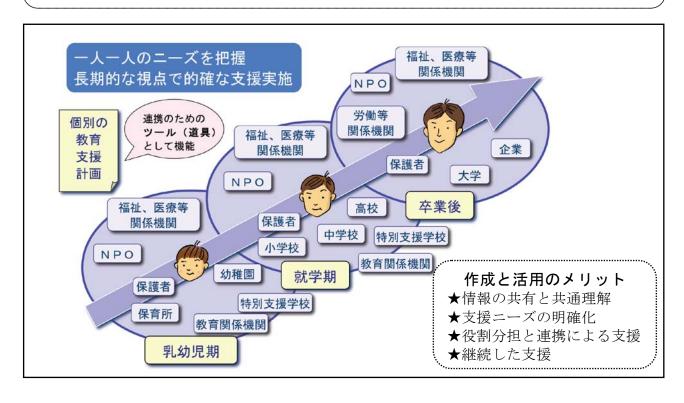
特別支援教育と 「個別の教育支援計画」

特別支援教育の推進に当たっては、校長(園長)のリーダーシップのもと、全教職員が協力し合い、学校(園)全体としての対応を組織的、計画的に進めましょう。

その基盤の上に立ち、外部の関係機関と適切な連携を進めるためには、「個別の教育支援計画」の作成が重要となります。

「個別の教育支援計画」とは

「個別の教育支援計画」とは、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的として作成されるものです。その作成に当たっては、幼児児童生徒とその保護者を中心に、教育のみならず、医療、福祉、労働等の関係機関の密接な連携協力を確保することが大切です。



「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

福祉機関

長期的な視点で作成

本 人 保護者

医療機関

個別の

労働機関

教育支援計画

教育機関



個別の

指導計画

- ★「個別の教育支援計画」を受け、学校における1年間の指導や支援についての計画を作成
- ★校内の教職員が共通理解を図り、校内委員会 において作成

★家庭、学校、関係者・関係機関が共通理解を 図り、支援会議において作成

★学校や地域での子どもの生活全般を踏まえ、

「個別の教育支援計画」作成の対象・記入内容

作成の対象

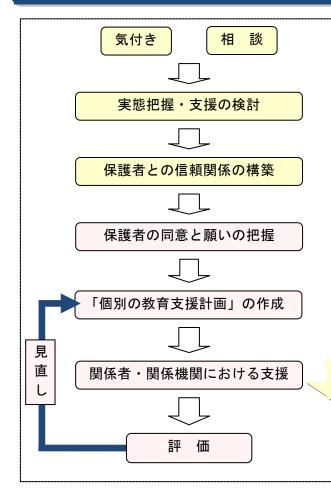
- 〇 特別支援学校の幼児児童生徒
- 関係機関との連携による支援が必要な幼児児童生徒
 - ☆ 特別支援学級に在籍している(小・中学校)
 - ☆ 発達障害等の診断を受けている
 - ☆ 診断は受けていないが、本人の困難の状態が 大きい



1 実態及びニーズ

- 2 支援目標
- 3 支援の内容
- 4 評価
- 5 相談、会議等の 記録

「個別の教育支援計画」作成の流れ



支援は、子どもが困っている状況への**気付き**からスタートします。

子どもの**学習面、生活面、行動面の困難さを把握**して、校内でできる支援について検討し、作成の必要性について**校内委員会**で検討します。

日々の連絡や面談、家庭訪問等を通して、子ど もの困難さを保護者と共通理解するよう心掛け、 保護者との信頼関係の構築を図ります。

保護者の同意が得られた後、願いなどを把握 し、作成へと進めていきます。

作成に際しては**関係者・関係機関との連携**が重要です。「個別の教育支援計画」は、**支援会議**において作成され、そこで決められた目標を基に、各関係者・関係機関で支援を行います。

学校においては目標を基に「**個別の指導計 画**」を作成し、支援を行います。

各関係者・関係機関で一定期間支援を行った 後、次の支援会議において**評価**を行い、それに基 づいて**計画の見直し**を行います。

本人・保護者参画の在り方

保護者は重要な支援者の一人です

- 保護者は、作成・実施・評価のすべてにかか わります。支援者としての役割と「個別の教育 支援計画」作成への参画について丁寧に説明し ましょう。
- 保護者の気持ちに寄り添いながら、 信頼関係を構築することが大切です。

本人、保護者が参画しやすい環境を整えましょう

○ まず校内全体の保護者への啓発が必要です。そのことにより、特別な教育的支援が必要な子どもたちへの理解を高め、保護者の協力を得ることができます。

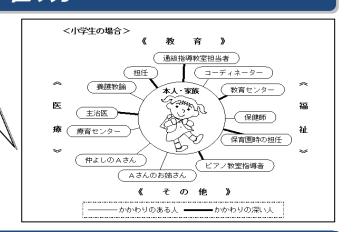
☆本人の思いや願いを大切にしましょう。

関係者・関係機関との連携の在り方

子どもたちは、生活の中でいろいろな人とかかわっています。

本人を取り巻く関係者・関係機関の 全体像を把握するために、**支援マップ** にまとめてみましょう。

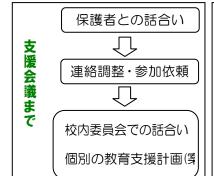
○ 関係者・関係機関(教育・医療・福祉・ 労働など)は、幼児児童生徒の成長に伴い 変化します。定期的に把握しましょう。

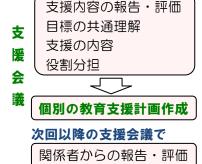


支援会議について

- 支援会議とは、幼児児童生徒一人一人を支援するために関係者が話し合う会議です。開催においては、**学校(特にコーディネーター)が中心的な役割**を果たします。
- 〇 まず、保護者と相談して、参加者を選定します。支援会議では、関係者・関係機関と支援目標に ついて共通理解を図り、支援の役割分担を行い、「個別の教育支援計画」を作成します。

支援会議の開催モデ







個人情報保護

「個別の教育支援計画」には多くの個人情報が含まれていますので、**取扱いには万全を期す**必要があります。

校内において厳重に保管・管理すると ともに、関係者・関係機関へも適切に取 り扱うよう説明します。

保管 引継ぎ

在学中

- 原本を学校が保管・管理
- 写しを保護者、関係者・関係機関が保管・ 管理

転学後 卒業後 (

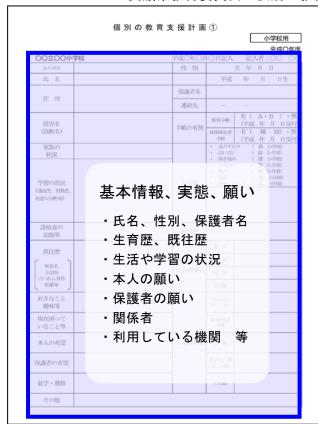
- 卒業(園) 転学時は、原本を保護者に渡し、進学(転学) 先に引き継ぐよう依頼
- 〇 卒業(園) 転学後5年間、写しを保管(保管 期間を過ぎたら適切に廃棄処理)

※「個別の指導計画」は、原本を学校が保管します。

「個別の教育支援計画」の様式

「個別の教育支援計画」の様式には、基本情報や実態、ニーズ、支援の目標や内容など、幼児児童 生徒を理解し支援する上で必要な情報が項目として挙げられています。「実態とニーズ」「支援の目標」 「支援の内容」のそれぞれを関連させて記入します。

愛媛県教育委員会「個別の教育支援計画」様式例(小学校用)





愛媛県教育委員会特別支援教育課ホームページ (http://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji/index.htm) より

手引(試案)及びリーフレットの活用について

当教育センターでは、先生方が「個別の教育支援計画」について理解を深め、作成をスムーズに行うための手掛かりとして「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」を作成しました。この手引には、「個別の教育支援計画」についての基本事項や作成手順等が詳しく説明されています。

本リーフレットは、手引の内容をコンパクトにまとめたもので、「個別の教育支援計画」の全体像をつかむことを目的として作成したものです。「校内研修用資料」として御活用ください。また、リーフレットに併せてプレゼンテーション資料も作成しました。二つを併せて使用することで研修が効果的に行えます。

個別の教育支援計画の作成に向けて

基礎的な内容を学ぶ

リーフレット及びプレゼンテーション資料を用いて研修を行い、「個別の教育支援計画」の全体像をつかむ。

実際に作成を行う

「『個別の教育支援計画』作成の手引 (試案)」より随時、必要な内容を参 考に、学校での進め方を検討する。

愛媛県総合教育センター 特別支援教育室作成

「『個別の教育支援計画』作成の手引(試案)」「リーフレット」「プレゼンテーション資料」は、愛媛県総合教育センターHPトップ>学習指導資料>特別支援教育のページからダウンロードできます。(愛媛県総合教育センターHPアドレス: http://www.esnet.ed.jp/center)